

カタローグス・バローヌムについて

——イタリアにおけるノルマンの封建制解明のために——

山 邊 規 子

はじめに

イングランドのノルマン征服と言えば、封建制^①をめぐる問題と切っても切れぬ関係にあることは言うまでもあるまい。一方、同じ時期に起こったもう一つのノルマン征服、つまり一世紀にノルマンディからやってきた騎士たちが南イタリア地方を征服し、やがてここにシチリア王国を建設することになるというノルマン征服もまた、封建制をめぐる問題に大きな波紋を投げかけている。すなわち、イタリアにおいても、ノルマン人の支配下で封建制は展開をみせたが、このノルマン支配下の封建制展開は、イタリア南部の歴史的発展の中で重要な意味を持つ一方で、いわゆるノルマンの封建制理解のためにも一つの鍵となってきたのである。

それでは、イタリアではノルマン人の支配下で封建制はどのような展開をみせたのであろうか。この疑問に答えるために、第一に利用されるのが、本稿で検討しようとしているカタローグス・バローヌム *Catalogus Baronum* (以下、全体を指す場合にはカタローグス、それぞれの項目を示す場合にはCBと略す)である。本稿の目的は、南のノルマン王国における封建制の解明のために、このカタローグスについて検討し、イタリアのノルマンの封建制についての展望を得ることにある。

さて、カタローグスは、三つの部分から成る。一つは、ノルマンの王の命令により作成された軍役の記録である。これが大半を占める。第二の部分は、一二世紀後半のアルチェ、ソーラ、アクイーノ(いずれもカンパーニヤ地方)に封を持つ騎士の経済状況

を記したものである。④ 最後は、一二四三年、つまりノルマン朝の次のシュワールベン朝のフリードリヒ二世時代の封保有の記録である。⑤ このように、三つの部分はそれぞれ独立した記録であるが、写本の上では一まとめにされている。本稿で取り上げるのは、通常カタローグスといえはまずこの部分を指すといってよい第一の部分、より正確には *quatermus magne expeditionis* (大軍事行動の帳簿) とされるべき部分である。⑥ その他の部分は全体の中ではごく僅かを占めるにすぎないし、第二の部分はどれだけの畑やブドウ畑等を持っているのかといったような記述で、直接軍役に関わりを持たない。それに残念ながら、第一の部分に出てくる人物と同一のものが見当たらないため、土地の保有と軍役の関連を知る手がかりとはならない。また、第三の部分は、本稿で取上げるノルマン朝時代とは時代が異なるうえに、比較するには量的に少なすぎるので、ここでは考察の対象から省くことにする。

ところで、このカタローグスの内容を伝える写本は、シュワールベン時代の記録を合わせている状態から窺えるように、一二世紀に書かれた原本ではない。これは、アンジュー朝時代、おそらく一四世紀初めに写されたもので、アンジュー朝時代に出された文書とともに一七世紀になってアンジュー朝記録文書としてまとめて保管されるようになったのである。

但し、この写本は現存していない。一九四三年ナポリの国立文書館から古文書が難を避けるため移管されていた。ところが、この移管先が戦火にあい、移管されていた古文書は灰燼に帰した。この写本もその中に含まれていたのである。従って、現在この写本を目にすることは、もはやできない。しかし、幸いなことに、焼失する以前に写真撮影や筆写が行われ、さらに不十分なながらも試みられたことがある。⑦ 本稿では、一九七二年、E・ジェミソンが刊行物を参考にしつつ、自らが筆写したものと写真をもとにして編纂したものをを用いて、検討していきたい。

なお、カタローグスに関する研究は、一九世紀半ば、B・カバツンによって行われており、⑧ 以後の研究者はだいたいこの研究に拠っているようである。ジェミソンは、史料編纂後カタローグスに基づく考察を予定していたが、この仕事半ばにして死去したため、その考察は中途半端なままになっている。⑨ そして、その後、カタローグスについての十分な検討はなされていない。

① 本稿においては、「封建制」は基本的に「レーン制」つまり軍事的制度の意味で用いる。但し、この場合も、厳密な定義によるのではなく、封を保有する代価として軍役を為すことによって成立する主従関係といった意味である。

② *Catalogus Baronum* という名称がいつから用いられたのかは不明であるが、少なくとも一七世紀にはみられる。現在ではふつうこのよ

うに呼ばれるので、この通称を用いたい。なお、項目の番号はE・ジャンソン編纂のものによる。 *Catalogus Baronum*, a cura di E. Jamison, *Fondi per la Storia d'Italia*, n. 101, Roma, 1972.

③ CB 1-1262. (但つ CB 1230-62 及 CB 1053-84 の反復になっている。)

④ CB 1263-1372. 筆者は先にノルマン朝シチリア王国の財務機構を検討した際に、カタログス・パロースムとデュアーナ(ドハーナ)・パロースム(*duana baronum, dohana baronum*)を結びつけ、カタログスの地理的範囲をデュアーナ・パロースムが統轄したと考えた。

ここで問題なのは、カタログスの名称が当時からのものかどうか疑わしいこと、及びカタログスの第一の部分の内容がそのまま財務につながっていないことである。しかし、カタログスの中で経済状況を伝えている第二の部分が作成されたのは一二七五年頃と考えられる。これは、デュアーナ・パロースムが成立してまもなくである。一方、

おそらく原本では第二の部分をもっと広い範囲、カタログスの第一の部分が示す地理的範囲に近い領域についての記載があったと考えられる。従って、この第二の部分のような帳簿を持っていたのはやはりデュアーナ・パロースムだったと考えてよからう。拙稿「ノルマン朝シチリア王国に関する一考察―財務組織を中心として」『史料』六四―六六 一九八一―二〇〇一頁参照。

なお、この問題について、高山博氏は、デュアーナ・パロースムはサレルノに在って、ここでカタログスを保管、利用していたという見解を示しておられる。筆者は氏の説を大むね妥当なものであると考えるが、氏が、デュアーナ・パロースムがパレルモの王宮にあったわけではない理由の一つとして、カタログスの原本がナポリにあることを挙げておられることは問題であると考ええる。なぜならば、本文一二二頁でも述べているように、ナポリの写本自体原本ではないからで

ある。ジャンソンもおそらくパレルモで筆写されたものだろうという見解を示している。高山博「一二世紀シチリアにおけるノルマンの財務行政機構」『史学雑誌』九二―九八 三三―三三頁参照。Cf. (E. Jamison) "Additional Work by E. Jamison on the Catalogus Baronum", ed. D. Clementi, *Bullettino dell' Istituto Storico Italiano per il Medio Evo e Archivio Muratoriano*, 83 (1971), pp. 40-42.

⑤ CB 1373-1442. cf. *Catalogus Baronum*, foreword, xv-xvi; (Jamison), "Additional Work", pp. 25-26.

⑥ *ibid.*

⑦ cf. *Catalogus Baronum*, foreword, xviii-xx; (Jamison), "Additional Work", pp. 1-2, 23-56. なお、筆者はカタログスの刊行物としてジャンソンの編纂によるもの以外に「G・デル・レンによるもの」を参考した。G. Del Re, *Catalogus Baronum neapolitano in regno versantium qui sub auspiciis Gualtheri cognomento Boni ad Terram sanctam sibi vindicandam susceperunt*, in: *Cronisti e scrittori sincroni napole tani*, I, Napoli, 1845 (rpt. Aalen, 1975) pp. 571-616.

⑧ B. Capasso, "Sul Catalogo dei Fendi e dei Feudatarii delle Province Napoletane", in: *Atti della Reale Accademia di Archeologia, Lettere e Belle Arti*, 4 (1868), pp. 293-371.

⑨ (Jamison), "Additional Work".

I 史料としての問題点

カタログスを史料として扱う際には幾つか問題点がある。ま

ず、カタログスの問題点をまとめて指摘しておこう。

第一に、カタログスは特定の年における状況を示したものではない。(成立状況についてはⅡを参照。)カタログス内ではところによって訂正作業が進んでいた、あまり進んでいなかったりする。従って、統計をとったり比較をしたりする際にはある程度ずれがある可能性を考慮に入れた上で考察しなければならぬ。

第二に、参照することができる写本がアンジュ朝時代のものであることが、問題である。そのアンジュ朝の写本も、ノルマン朝の原本からではなく、シュワールペン朝の写本から写されたものである。ジェミソンは、それぞれ写される時に幾らか書き込みや書きかえがあったことを指摘している。^①このような後世の訂正と当時の訂正を区別する必要がある。

第三に、第二点と関連して、カタログスの中には数量上のミスがみられる。これは当時のミスとも筆写上のミスとも考えられるが、いずれにせよ精確な数値は期待できない。

第四に、以上の二点とも関連するが、内容の上で明らかに欠落しているところがある。例えば、モリーゼ伯の直轄領については、その記述の最後のところに総数のみ記されているだけで、所在地や規模などは明らかにされていないし、タイトルもないままにな

っている。^②この欠落はおそらく写本の一部が失われたためであると思われる、ほかにもこのような状況をうかがわせるところがある。

第五に、史料そのものの地理的限界を挙げることができる。カタログスは主として封建領の軍役の記録である。ところが、それでは、当時の封建領全てについて記載されているかといえはそういうわけではない。カタログスにみられるのは、一世紀後半にブリーヤ公領、カプア侯領であったところのみである。^③しかも、旧ブリーヤ公領の中でもカラブリア地方に属しているところの記録はない。また、一二世紀中葉に他の史料から確認できるアチェッラ伯領等の記録も見当たらない。さらに一般にシチリア・カラブリアについての記録は含まれていない。一方、ナポリ、アマルフィ、ガエタなどについても全く触れられていない。これらの地域には別の記録が存在したためか、あるいはクーリアの帳簿からわざわざ作成されることがなかったためであろうが、いずれにせよ、カタログスのみをもって王国全体の封建制の発達をうんぬんすることはできないのである。

最後に、本稿で扱うカタログスは基本的に軍役の記録であって、土地保有の記録ではない。確かに、それぞれについてある程度その財産状況を知ることができるが、例えば軍役を負っていない土地があるとしてもそれを知ることはいえないし、具体的に土

地の保有の質や量と軍役がどのような関係にあったのかを知ることもできない。さらにカタロースの中には自由地保有者とみられる者の奉仕もみられるものの^⑤、全体としてみればやはり封建諸侯が大半を占めており、この軍事システムからはずれているものについては知りようがない。例えば、カプアやサレルノ、バリなどの大都市それ自体に義務を負わせている例は見つけられない。当時の状況から海軍を用いた軍事行動をおこなう際には、これらの都市の協力なしに軍事行動は考えられないが、少なくともカタロースには個人の場合を除いて、海軍の奉仕については述べられていないのである。

以上のように、確かにカタロースには問題がある。しかしながら、カタロースの数値から極めて正確な数量的検討は望めないとしても、その大筋を把握することは可能である。また、カラブリアやシチリア等についての記述がないことはもちろん問題だが、シチリア王国内で最も多く勢力のある封建諸侯がいたのは、まさにカタロースに記載されている旧プーリヤ公領、旧カプア侯領なのである。そこで、シチリア王国内でもっとも封建化が進んでいたのは、このカタロースにみられる地域であると考えられる。従って、カタロースの検討は、イタリアのノルマン王国の封建制を解き明かしていくうえで最も大きな柱であるということとは間

違ひなからう。しかも、カタロースは、軍役の一般的記録としては、ヨーロッパ内でも最も早いものの一つとしてあげられ、他の軍役記録との関連で把握するのも興味深いことである。さらに、一般に世俗諸侯の保有については史料が残りにくいという事情から把握が難しいが、カタロースでは広い地域において、上は数百人の騎士を動かす大封建諸侯から下は自分自身で奉仕をするばかりな者まで広い範囲で封建諸侯の在り方を示しており、その重要性はいくら強調してもしすぎることはあるまい。

それでは、次に、本章で指摘した問題点に留意したうえで、カタロースの内容の検討に移っていくことにしよう。

① (Janison), "Additional Work", pp. 26-56.

② CB 725-805.

③ 具体的範囲については本稿第三章参照。

④ アチェッラ伯ロゲリウスは、マイオ・デ・バリに対する不満分子の中に数えられており、蜂起に失敗した後一時亡命していたが、アヴェリーノ伯とともに許されて帰国した。カタロースにはアヴェリーノ伯はみられるが、アチェッラ伯はその伯領さへ示されていない。cf. Hugo Falcandus, *La Historia o Liber de Regno Sicilie*, a cura di G. B. Siragusa, *Fonti per la Storia d'Italia*, Roma, 1897, p. 29, p. 78, p. 108.

⑤ サレルノ近郊の極小保有者や無保有者などがこれに当たる。本稿一二六頁参照。

⑥ cf. F. Chalandon, *Histoire de la domination normande en Italie*

II カタローグス・バローヌムの成立

—年代と目的—

カタローグスは軍役の記録である。この点に異論をさしはさむ者はいない。しかし、いかなる性格の軍役の記録か、という問題となると意見がわかれている。

一つは、カタローグスに書かれた *magna expeditio* (大軍行動) が特定の軍事行動に当たるという考えである。この場合には、いろいろな遠征を指す意見があるが、主として対ビザンツ、対フリードリヒ・バルバロッサの戦争に備えたものであるとする意見が有力である。^①

これに対してもう一つの見方によれば、カタローグスの記載は、ある特定の軍事行動に向けられたものではなく、一般的な賦課状況を示したものである。その根拠として挙げられるのが、一一四〇年に発布されたといわれるアッシーゼの中の *magnum exercitum* という条項である。この条項の *magnum exercitum* は特定の軍事行動ではない。そこで *magna expeditio* と *magnum exercitum* という用語の近似性をもって、カタローグスは全般的な状況を指すのである。^②

この問題に絡むのが、カタローグスはいったいつ作成されたものなのかという問題である。カタローグス内で示されている年は、唯一インディクティオ第一年 (C B 五一八) とあるだけである。この年にしても一一五三年とも一一六七年ともいわれる。もう一カ所、年代を示すものとして注目を集めたのが C B 三八〇である。ここには、「ロゲリウス・ブルセルスの死後、王グイルムス (グリエルモ) の命令により、スカルフオヌスはロゲリウス・ブルセルスが保持していたコマスタブリアのコメスタブルスと定められる」と記されている。^③ この記述を重視すると、カタローグスは、グリエルモ一世 (在位一一五一—一六六、但し一一五四年まではルッジェーロ二世との共同統治) またはグリエルモ二世 (在位一一六六—一八九) の時代ということになる。

これに対して、C B 三八〇は後世に書きこまれた箇所であるとハスキンズは主張する。なぜならば、ロゲリウスはカタローグスの別の箇所で生きているからである。カタローグスの中には幾つか後世の訂正、書きこみがあるが、それは時に応じて行われたもので、C B 三八〇もそのうちの一つである。従って、作成年代を示すものとは言えない。それよりも記載されている人物から判断してルッジェーロ二世時代に作成されたと考えるのが適当であるとするのである。^④

一方、ジェミソンは次のように考えた。まずルッジャーロ二世が、ドイツ皇帝コンラート三世とビザンツ皇帝マヌエルが反ノルマンの同盟を組んだのに対して、一一五〇年頃記載させた。その後、フリードリヒ・バルバロッサの南下という危機の年の一一六七年、アブルッツィ地方を中心に改訂される。この年がインディクティオ第一年である。さらに深刻な事態に際して、一一六八年最初の部分について改訂が進められたのである。^⑦

筆者としては、以上の二つの問題、つまりカタローグスがいつ、いかなる目的で作成されたのかという問題について以下のように考えたい。

カタローグスに現れる人物の多くは、ほぼ一一五四―六九年のあいだに確認できるが、中には一一五二年に死亡した者や、後には司教として認められた者が選立司教 (electus) とされているといった例がみられる。^⑧ これは、ルッジャーロ二世の時代に作られ始めたことを示している。次に、おそらくグリエルモ一世の登位 (一一五四) 後の混乱を收拾し、東西両皇帝の脅威に対処するため、一一五〇年代後半に訂正が行われた。この際に大きな役割を果たしたのがカメラリウスである。カタローグスに登場するカメラリウスは、他の史料に依ればこの時期に活躍している。^⑨ 少なくとも、封建諸侯の動きをがっちり抑えようとしていた時の宰相マ

イオ・デ・バリが、高まる不安の中で軍事奉仕面で何の手も打たなかったようにには思われない。さらに、マイオの暗殺後繰り広げられた内戦後にも手が加えられた可能性は否定できない。そして、一一六七―六八年フリードリヒ・バルバロッサが南下してきた時により大きい改訂があったものと思われる。^⑩ その後は、少なくとも王国に対する大規模な侵略行為がなかったために、書き直されることがなかったであろう。

このように、カタローグスには大規模な軍事行動を起こす際に手が加えられたのである。従って、確かに大規模な軍事行動を起こそうとする意図が反映したものである。しかし、それでは大規模な軍事行動を起こすため、あるいは王国防衛のためだけにできるだけ軍隊を集めようとしたものか、言えはそうとも言えない。なぜならば、「もし必要な場合には、持てる限りさらに多くのものを供給する」という一節が数カ所にみられるからである。^⑪ このような一節があることから、一般の条項は基本的には、通常なされるものが期待されている内容について語っていると考えられよう。ただ、実際にカタローグスが作成されたのは、緊急時であった。軍役の調査を行い訂正を加えるという作業が大規模な軍事行動を前にして行われることは、軍役をより確かなものにしようにとする中央の意図のあらわれである。そして、大きな危険が過ぎ去

ると訂正作業も中止された。カタログスの中にルッジェーロ二世時代のもものと後代のもものが並存しているのは、このためである。^③従って、カタログスの作成年代については特定の年を指し示すこともできないし、また、その内容がある一定の年における一般的状況であるともいえないのである。

一方、後述のようにクーリアにある帳簿をもとにして書かれた箇所があることから、現存はしていないが、カタログスの原本というべき帳簿がクーリアに存在したことも間違いないと思われる。おそらく、一般的な賦課の記録とはこのクーリアにあったものをいうのであろう。これに対して、カタログスは同じように奉仕義務が記されているとはいえ、緊急時に改めて作成され手が入れられているという点でクーリア本とはいささか性格を異にしており、いわば副本とでもいうべきものである。

それでは最後に、本章の検討をまとめておこう。カタログスは、一一五〇年代から一一六〇年代にかけて作成された軍役記録である。そこにみられる軍役は、ジェミソンがいうような非常体制のものではなく、付帯する奉仕と合わせて通常なされるべきものとして書かれた。但し、実際にカタログスが作成されたのは、王国の危機に際しての軍事行動に向けてであって、いわば通常の軍事奉仕を確実なものにするための記述である。そのために、何

度か必要な折に訂正がまともになされたが、危機を脱却するとその作業が途絶したため、訂正は全般的なものとはならなかった。そこで、カタログスを全体としてみると、一貫性を欠くことになったのである。

① Capasso, *op. cit.*, in. 4; (Jamison), "Additional Work", p. 7. ジェミソンによれば "magna exeditio" には二つの意味がある。第一の意味は、君主が軍隊を徴集できる力の大きさを示し、第二の意味は、できる限りの兵を徴集して起こされる大軍事行動であり、この双方ともがカタログスでは用いられている。そして、中には差し迫った状況を示すところがあるのだから、カタログスは具体的状況を示してゐる。

② Chandon, *op. cit.*, vol. I, vii-viii; C. H. Haskins, "England and Sicily in the twelfth century", *English Historical Review*, 26 (1911), p. 659. ファシーの原文については次のものを参照。F. Brandeione, "Il Diritto Romano nelle leggi normanne e sveve del Regno di Sicilia", (Torino, 1894), in: *Scritti di Storia giuridica dell'Italia meridionale*, a cura di C. G. Mor, Bari, 1970, appendix, p. 411, XXXIV.

③ CB 518.mense Novembris indictionis prime....

④ *Catalogus Baronum*, foreward, xvii.

⑤ CB 380.

Post mortem Rogerii Burselli ex precepto domini Regis Guillelmi, Scalonus statutus est Comestabulus eiusdem Comestabulie, quam tenuerat Rogerius Bruseilus,...

⑥ Haskins, *op. cit.*, pp. 657-61.

- ⑦ *Catalogus Baronum*, foreward, xvi-xvii; (Jamison), "Additional Work", p. 2, pp. 6-7.
- ⑧ Capasso, *op. cit.*
- ⑨ Haskins, *op. cit.*, Pp. 658-60. ルッシーロ二世の治世末には、
教皇の承認がなかったために「選立」としか称されていない例がたくさんある。
- ⑩ E. Jamison, "The Norman Administration of Apulia and Capua, more especially under Roger II and William I, 1127-1166", *Papers of British School at Rome*, 6 (1913) pp. 339-41.
- ⑪ (Jamison), "Additional Work", pp. 6-7.
- ⑫ 例として CB 1013.
...si necessitas fuerit in partibus illis ultra hos quos promissit
dabit quotquot habere poterit.
その他、以下に同じような文がみられる。
CB 130, 131, 153, 295, 395, 597, 1007, 1018, 1020, 1029, 1084, 1089,
1092, 1094, 1112, 1116, 1156.
- ⑬ 高山氏は、一六八八年の改訂を完全なものと考えておられるが、カタログスの状況からは完全とはいえないと筆者は考える。高山、前掲論文、三二頁参照。
- ⑭ 本文第Ⅳ章二二頁参照。

Ⅲ 地理的区分

カタログスにみられる地域は、Iでも述べたように、カラブリア地方を除く旧ブリーヤ公領と旧カプア侯領に属す。この二つの区分は記載の上でも明記されている。原本では、タイトルとし

てこれより細かい地理的ブロックに分かれているわけではなく、^①
コマスタブリアや伯領が書き連ねられている。ただ実際上には地理的秩序がみられるので、ここで地理上の区分をまとめてみておこう。(地図1及び表1参照)

記載は、旧ブリーヤ公領のアドリア海寄りの南部から始まる。

ここは「もとはビザンツ帝国のテマ・ランゴバルディアで、ロール・ギスカール(ブリーヤ公一〇五七—八五)によって征服された。彼の死後、その長子ボエモンド(後のアンティオキア侯)の支配下にあった。この第一区には六つの伯領があり、コマスタブリアは三つ(うち一つはトリカリコ伯の管轄下にある)を数える。^②

第二の地域は、旧ブリーヤ公領のうちずっとブリーヤ公領に留まった地域、つまり、ロベール・ギスカールの死後ブリーヤ公位を継いだルッジエーロ・ボルサ、その子グリエルモの支配下にあった地域であり、旧ブリーヤ公領中部である。ここはもとはランゴバルド系のベネヴェント公領だった。このベネヴェント公領、あるいはノルマン朝シチリア王国成立前のブリーヤ公領の不安定な状況を反映して、特に東の境界線については後退がみられる。この第二区にも六つの伯領ないし伯の保有地があり、三つのコマスタブリア(うち一つは、他のコマスタブリアの下にある)が存

表1 カタログスにみられる地理上の区分

I	旧プーリャ公領 (もとテマ・ランゴバルディア)	Comestabulia { ◦ Frangallus de Bitricio ◦ Angoth de Arcis ◦ トリカリコ (Tricarico) 伯 グラヴィーナ (Gravina) 伯, アンドリア (Andria) 伯, コンヴェルサーノ (Conversano) 伯, モンテスカリオージョ (Montescaglioso) 伯, レッツェ (Lecce) 伯
II	旧プーリャ公領 (もとベネヴェント公領)	Comestabulia { ◦ Rogerius Bursellus / Scalfonus ◦ Guimundus de Montellari ◦ (sub.) Ricardus filius Ricardi カセルタ (Caserta) 伯, チヴィターテ (Civitate) 伯, ブオン・アルベルゴ (Buonalbergo) 伯, ロリテッロ (Loritello) 伯, レジーナ (Lesina) 伯, アヴェリーノ (Avellino) 伯
III	旧プーリャ公領 (もとサレルノ侯領)	Comestabulia ◦ Lampus de Fasanella ◦ (sub.) Robertus de Quallacta ◦ Gilbertus de Balbano マルシーコ (Marsico) 伯, コンツァ (Conza) 伯, バルバーノ (Balbano) 伯, プリンチパーテ (Principate) 伯
IV	旧プーリャ公領／カプア侯領	モリーゼ (Molise) 伯
V	旧カプア侯領	ブオン・アルベルゴ (Buon albergo) 伯, アヴェリーノ (Avellino) 伯, カセルタ (Caserta) 伯, カリノーラ〈カレーノ〉 (Carino la 〈Caleno〉) 伯, アリフェ (Alife) 伯, フォンディ (Fondi) 伯
VI	旧プーリャ公領／カプア侯領 (北辺)	Comestabulia ◦ マノペッロ (Manopello) 伯, アブルッツィ (Abruzzi) 伯, サングロ (Sangro) 伯, ロレート (Loreto) 伯, チェラーノ (Celano) 伯, アルバ (Alba) 伯

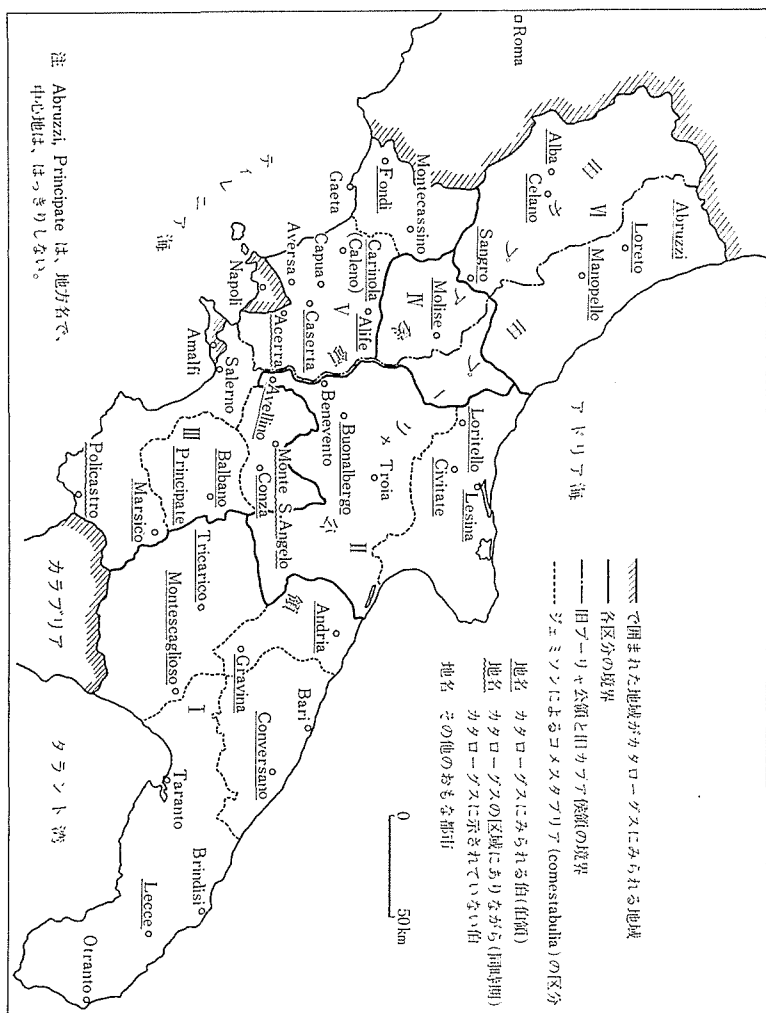
〔注1 人名の表記は原文による。伯名は、イタリア語読み。〕

〔注2 上記の表以外にも、他史料によれば Comestabulia, 伯の指摘があるが、ここではカタログスにみられるものだけに限り、その他は省略。〕

在する。④

第三の地域は、旧プーリャ公領の中でも主としてランゴバルドのサレルノ侯領のあったところを中心とする。第三区には三つの伯の支配地があるが、これらはいずれも内陸部にあり、テイレニア海沿岸部分はコマスタブリスのランブス・デ・ファサネッラの管轄下にある。もう一つ別のコマスタブリアも、彼の管轄下に属す。このほか、第三区にはもう一つコマスタブリアが存在する。⑤

次に登場するのは、旧カプア侯領と旧プーリャ公領にまたがるモリーゼ伯の保有する地域で、モリーゼ伯



の保有地は一つのまとまりを形成している。^⑥

第五の地域は、旧カブア侯領の中心部である。

第五区には、第二区に姿をみせた三人の伯に三人の伯を加え六人の伯がいる。^⑦

最後の地域は、王国の最北辺、ノルマン時代からアブルティウムと呼ばれ、現在はアブルツィと呼ばれる地域である。この地域では、マノハロ伯が地域全体のコメスタブリスとなっており、マノハロ伯を加えて全部で六人の伯の保有地を認めることができる。^⑧

以上の六地区のうち、

第一区には比較的広く一一六〇年代後半の手がはいっている。^⑦一方、その他の地区では一項目の名前のみ置換したためと思われる混乱があったり、初期の者と後期の者が並置されていたりして、あまり訂正が進められなかったと考えられる。

① 写本には、「タラント侯領について」といったタイトルもみられるが、これはシェワーズン時代あるいはアンジェー時代の書きこみであると考えられる。cf. (Jamison), "Additional Work", pp. 51-56, 58-59.

② ジェムソンは、五つにわけて考えている。彼女の場合は、モリーゼ伯領を次の区分(本稿のV)の中に包含させているのだが、そうするとこの区分の中でモリーゼ伯領の一部にのみ旧ブーリヤ公領が含まれることになるし、また、モリーゼ伯領の記述はまとまりを示しており、他のものと区別した方がよいと考えたので、本稿では六つにわけた。cf. (Jamison), "Additional Work", pp. 59-63.

③ CB 1-267. cf. CB 100 De Comestabula Comitatus Tricarici.

④ CB 268-436. cf. CB 396 De eadem Comestabula Ricardus filii Ricardi sub Comestabula Guimundi de Montellari.

⑤ CB 437-724. モントマス・デ・ノマサネラの管轄区域については、cf. *Catalogus Baronum*, p. 79, n. (3), p. 86, n. (1).

⑥ CB 725-805. モリーゼ伯領については本文でも述べたように、欠落がある(本文一二三頁参照)が、少なくともカタローグスに記載されているところはコンマクトなまとまりを示しており、他の史料から推定される範囲での考えを裏付けよう。cf. "Administration of the County of Molise in the twelfth and thirteenth centuries", *English Historical Review*, 44 (1929), pp. 535-38.

⑦ CB 806-1012.

⑧ CB 1013-1262.

⑨ *Catalogus Baronum*, foreword xvi-xviii. 特に伯の保有するところを示すにあたって、全てにおいて *comitatus* (伯領) という用語がまず置かれていることと、クーリアの帳簿による記載がみられることが挙げられている。また、クーリアによる保有例がかなりあることも、反乱を起こして亡命したり死んだりした保有者がいたことの反映と思われる。

⑩ 本稿、伯の一覧表(二九頁)参照。その他一一五〇年代前半に死んだモリーゼ伯フーゴが、一一六〇年代に新しい伯(リカルドゥス・デ・マンドゥラ)が置かれたにもかかわらずそのままになっていた、同じく一一五〇年代に死んだギルベルドゥス・デ・バルバーノがそのままおかれたままになっている一方、アヴェルサには一一五六―七七年に反乱に参加した前の領主シモンに代わって、ヴィルレルムス・デ・アヴェネプロが登場しているが、記述の一部にはまだシモンの名前が残っているという例がある。cf. CB 825.

IV 軍役の内容と規模

1 記載方法

カタローグスではふつう、封の保有者が封を保有する土地の所在地、騎士封 (*feudum militum*) の大きさ、誰から封を保有しているのか、さらにそれに付帯して負わねばならない軍役 (*auxilium*) について記載されている。

例を一つ挙げておこう。例えば、「アクトー・ムクザーニは、

アスコリに、前述の伯ロベルトウス（アブルツィ伯―筆者）に、その証言によると一騎士封のムチャーノ（ムクザヌム）を保し、付帯する奉仕と合わせて、騎士二、従者四を負う。」（CB一〇四〇）^①といった具合に示されているのである。

このうち、規模の小さい者の中には従者の義務が示されていない者もかなりいる。またタイトルで封建領主や所在地が示されている時には、それぞれの項目の中で省略されていることもある。^②一方、さらに詳しい場合には、自分が直轄領として（*in demanio*）保有している分と、自らの封臣に下封（*in servitio*）している分とが分けられている。特に伯などの大諸侯の場合には、しばしば、まずその直轄領、それからその封臣が保有する分を示し、最後にその合計を出す形式がとられている。

記載事項は、封の保有者自身が言うところ（*sicut ipse dixit*）、あるいはその主君か、調査に当たった王の官吏（コメスタプリスやカメラリウス）などの証言に拠ることが多い。^③しかし、一二三〇項目にも及ぶ中には、クーリアの帳簿に依る場合も五〇ほどみられる。^④このような帳簿に従った記述は、最初の部分つまり第一区を取扱った部分に集中している。これはおそらく、この部分が一六七年以降に改編されたという事情によるのだろう。なお、記載事項に問題がある場合には、さらに調査が求められることも

あった。^⑤

2 軍役の在り方

通常の封の保有者の場合、軍役は、騎士封とそれに付帯する奉仕という形で示されているが、これはどのような意味で用いられているのだろうか。

付帯奉仕について、E・マイヤーはビザンツ時代の年収と後代の年収を結びつけ、ノルマン人は封土の価値がビザンツ時代に比べ倍増していることを認めて付帯する奉仕を付け足したと説明した。^⑥これに対して、C・カーンは、マイヤーが封建制とビザンツの制度とを直接結びつけていることを批判し、付帯奉仕は正規の奉仕義務の補足であり、非常時にできる限りの奉仕を得ようとした努力のあらわれであるとしている。^⑦

確かに、マイヤーのようにビザンツの体制と結びついたり封土の価値から考えることには無理がある。一方、カーンの説明では、なぜ付帯奉仕を合わせることで一般に二倍になっているのかという疑問に対する答えはない。カタローグスの中で付帯奉仕を合わせた奉仕義務が騎士封の二倍になっているものは、二つの数値が共に八〇%を超える割合を示しており、この高い比率には何らかの意味があると考えるのが妥当であろう。それでは、どのような

意味があるのだろうか。

南イタリアに封という觀念が持ち込まれてから、カタローグスが編纂されるまでにはかなりの年月がたっている。一騎士封を單位として数量的に保有を考えるやり方がノルマン人によって持ち込まれたとしても、既に半世紀を経ている。そこで、もともと一騎士封單位だった保有も細分化され二分の一騎士封單位の保有が増加した。他方、保有者自身も封のほかには自有地を所有していた。そのため、基本的には騎士封を二倍、特に力のある者についてはその力に合わせて二倍以上の奉仕義務を負わせるという政策が採られたのであろう。実際、ほとんど全ての者が騎士封の二倍ないしそれ以上の奉仕を負っている。おそらく、たいてい付帯奉仕を合わせた形で奉仕が求められたのであろう。つまり、いわば一騎士封二騎士とでもいうべき体制があったと言えるのではなからうか。そこで以下では、この付帯奉仕を合わせた軍役義務を騎士役と呼ぶことにしたい。

ところで、カタローグスには通常の騎士封を保有する騎士ばかりでなく、それ以外のものも姿をみせている。

まず、修道院あるいは司教といった聖界諸侯がいる。カタローグスには、司教が一〇(うち二人は選立司教)、修道院が一五みられる。^⑨もちろん、この数は実際に存在する修道院や司教の数には

遠く及ばない。例えば、サレルノやバリ、カプアの大司教がカタローグスには見当たらない。また、記載されているとはいうものの、単に名前が列挙されているのみで全く奉仕義務については触れられていないものが三分の一に達する。従って、カタローグスに抛る限り、聖界諸侯は軍役をあまり負っておらず免除されていたと考えられる。

一方、カタローグスに現れる聖界諸侯のうち、モンテ・カッシーノ修道院と二人の司教については、大軍事行動のために援助をするとされており、封の保有に関しては書かれていない。^⑩つまり、騎士封の保有によって軍役を負う形はとられていないのである。それ以外はいずれも普通の騎士と同様の奉仕義務が記されている。このような例は、第一区と第六区にみられる。おそらく、この二つの地域の記述には訂正がはいっており、もとはこもモンテ・カッシーノ修道院などと同じような奉仕を負っていたのが、王権によるコントロール強化の動きをうけて通常の騎士と同じような奉仕義務を負うようになったものであろう。^⑪

次に取り上げたいのが、封をほとんど、あるいは全く持たぬ者による軍役である。本来封をもとした軍役であるならば、このような者は適用外になるはずだが、実際には一部にみられ特別な奉仕の規定があるので、ここで取り上げておきたい。

例えば、ヴェノーサの近くのリバ・カンディータの者の多くは何も保有していないが、大軍事行動の援助として自らが参加する義務を負う^⑩。また、騎士封が以下の場合には、本人が軍役に就くと規定されている例が五五ある^⑪。その中には、特に沿岸警備にあたるように指示されている者が一五人いる^⑫。この一五人は全てタラント、プリンディシの者であり、対ビザンツを念頭において課された義務であるということを窺わせる。他方、沿岸警備ということになればティレニア海側にもありそうだが、少なくともカタローグスにはみられない。これは、最も重要な港を持つナポリ、アマルフィ等がカタローグスの範囲内にはいつていないこと、及び、一六七年頃の改訂がティレニア海側にまで及ばなかったことによるものであろう。

さて、ところで騎士役が一以下の場合、本人が軍役を負うという表現が用いられている場合と並んで、単に一、時には二分の一や四分の一という表現が用いられていることがある。本人が軍役を負うとされている場合この軍役は人的なものであるといえようが、数値で示されている場合はそうとは限らない。もし「騎士」の奉仕が一人の騎士が十分な装備をして奉仕するということならば、例えば二分の一の場合、主君はその不足分を補ってやらねばならないことになる。主君の側から言えば、このような場合には

残る二分の一を補助してやるよりも、それに相当する軍役代納金を受け取る方が望ましかったであろうからである。また、ノルマン人君主の下にはイスラム教徒の軍隊があったり、伝統的に傭兵が珍しくない地方だけに金納が行われていたと考えてもおかしきななろう^⑬。

この軍役金納化は、カタローグスの記載の別の点からも想定される。それは、カタローグスの中に女性による保有例がみられる点からである。

カタローグスの中には五〇余女性による保有がみられる。このうちの約半数が何某の妻という形の保有であり、寡婦による保有と考えられる^⑭。一方、夫の保有を述べる際にわざわざ妻の出自を明らかにしている場合がある^⑮。これはおそらく、婚資としてもたらされたものの意味が大きいためであろう。この他何某の娘による保有^⑯、息子とともに保有という例が散見される。一般に家族に關係せず名前のみで示されている場合は少ないが、このような場合にはわざわざ女領主という言葉が冠されていたりする^⑰。一般に女性が保有する騎士封はあまり大きくなく、騎士封一以下、騎士役二以下のものが半数を占め、騎士封が五を越える例はほとんど見当たらない^⑱。

このように女性の保有は、全体からみればごく僅かにすぎない

が、それでも女性による保有が存在すること自体注目できよう。すなわち、女性が封を保有している場合、本人が軍役に就くわけではなからうから、夫やそのほかの者と共同して保有している場合ならばともかく、一般に代替手段を用いたと考えられるからである。ここでは金納化されたと考えるのが妥当であると思われる。もっとも、軍役の金納がごく限られたものであったのか、あるいはかなり広がっていたのかについては不明である。しかしながら、金納化の動きが、次代シユワーベン朝のフリードリヒ二世時代の賦課 (adonement) につながっていることは間違いないからう。

3 軍役の規模

表2は、直轄領の騎士封の大きさごとの数と、全体に占める割合を示したものである。カタローグスには一二三〇に及ぶ項目があるが、このうち直接保有関係を示しているわけではないところがあったり、一人で散在した保有地を保有していたり、二人、三人が一緒に保有したりしている例もある

表2 騎士封の規模

	数	A (%)	B (%)	累積数	A (%)	B (%)
1 未満	87	9.4	7.7			
1	335	36.5	29.6	422	46.0	37.3
1 $\frac{1}{2}$	40	4.4	3.5	462	50.3	40.8
2	143	15.6	12.6	605	65.9	53.4
2 $\frac{1}{2}$	12	1.3	1.1	617	67.2	54.5
3	73	8.0	6.4	690	75.2	61.0
3 $\frac{1}{2}$	7	0.8	0.6	697	75.9	61.6
4	45	4.9	4.0	742	80.8	65.5
4 $\frac{1}{2}$	1	0.1	0.1	743	80.9	65.6
5	19	2.1	1.7	762	83.0	67.3
5 $\frac{1}{2}$	6	0.7	0.5	768	83.7	67.8
6	22	2.4	1.9	790	86.1	69.8
6 $\frac{1}{2}$	2	0.2	0.2	792	86.3	70.0
7	14	1.5	1.2	806	87.8	71.2
7 $\frac{1}{2}$	3	0.3	0.3	809	88.1	71.5
8	18	2.0	1.6	827	90.1	73.1
8 $\frac{1}{2}$	1	0.1	0.1	828	90.2	73.1
9	12	1.3	1.1	840	91.5	74.3
10	14	1.5	1.3	854	93.0	75.4

A. 騎士封の規模がわかっているものの中の割合

B. 全体の中での割合

ので数を調節すると約一一三〇余となる。(但し、共同保有であることが示されながら、正確な数がわからない場合には一として計算している。) また表3は騎士役について、同じようにその数と割合を示したものである。

表から明らかなように、規模の小さい者が大半を占める。騎士封でみると、最も多いのが一騎士封の者で、全体の約三〇%とな

表3 騎士役の規模

	数	A (%)	B (%)	累積数	A (%)	B (%)
1以下	264	24.3	23.3			
1—2以下	308	28.9	27.2	572	53.8	50.5
2—3 "	52	4.9	4.6	624	58.6	55.1
3—4 "	134	12.6	11.8	758	71.3	67.0
4—5 "	23	2.2	2.0	781	73.4	69.0
5—6 "	61	5.8	5.4	842	79.1	74.4
7—8 "	12	1.1	1.1	854	80.3	75.4
8—9 "	44	4.1	3.9	898	84.4	79.3
9—10 "	2	0.2	0.2	900	84.6	79.5
10—11 "	22	2.1	1.9	922	86.7	81.4
11	4	0.4	0.4	926	87.0	81.8
12	21	2.0	1.9	947	89.0	83.6
13	2	0.2	0.2	949	89.2	83.8
14	17	1.6	1.5	966	90.9	85.3
15	4	0.4	0.4	970	91.2	85.7
16	13	1.2	1.1	983	92.4	86.8
17	3	0.3	0.3	986	92.7	87.1
18	8	0.8	0.7	994	93.4	87.8
19	5	0.5	0.4	999	93.9	88.3
20	11	1.0	1.0	1010	94.9	89.2

っている。そして、二騎士封以下の者だけで、数がわかって
者の約三分の二、全体の中でも半数以上になる。騎士役に注目
てみても、やはり高い割合を示すのは規模の小さい者であり、騎
士役一二の者だけで三〇%近くに達し、騎士役二以下の者の合
計で全体の半数を越える。そして、騎士役一〇以下の者を合計す
ると実に全体の五分の四以上を占めることになるのである。これ

A. 騎士役の規模がわかっているものの中の割合

B. 全体の中の割合

によっても、小保有者が圧倒的多数であることがはっきりす
ると言えるだろう。これに対して、騎士封が一〇以上、ある
いは騎士役が二〇以上といった大保有者は、全体のわずか五
・六%を占めるにすぎない。

ところで、以上の検討はそれぞれの直轄領について行な
たものである。しかし、実際にそれぞれの保有規模を検討す
る場合には、陪臣に下封されている部分を合わせて考えてみ
る必要がある。

カタログスには、直轄している分と下封分が指摘されて
いる者が八五確認できる。下封をおこなっていることが認め
られる者には直轄領の規模が大きい者が多く、直轄領の騎士
役が二〇を越える者がここでは三分の一以上に達する。特に
騎士封が三〇以上という巨大保有者については、一例を除い
て全て下封している。もっとも、それでは下封をおこなって
いる者がある程度規模の大きいものばかりかといえさういうわ
けでもない。中には、直轄領がわずか一騎士封にすぎない者も含
まれている。ただこれほど小さい者はやはり、全体の中では例外
的である。

下封分を足すと騎士役が二〇を越える者は二七人いるが、これ
は全体の二%強にあたる。従って、下封をおこなっている分を考

慮に入れても、相変らず小土地保有者が圧倒的多数を占めることは変らないのである。

なお、各地域の下封の進み具合を比較しておこう。図は、モリーゼ伯領、アンドリア伯領、サングロ伯領の構造を示したものであるが、この図からみてもわかるように、北の方が下封が進んでいる。また伯領の全体としての規模は、下封されている者の数と大きさによるところが大きいこともみてとれよう。特にアブルツィ地方には、下封している保有者が多くみられ、この地方に力のある諸侯が多かったことを示している。

一方、小規模保有者に目を戻してその地域性を調べてみると、第二区に大規模が小さい者が多いということが目をひく。とりわけ、コメスタブリスのランブス・デ・ファサネッラの管轄下にある者にこのことは当てはまる。すなわち、サレルノ近郊のノチエラでは、大半がごくわずかの土地や数人の農民を保有しているだけで騎士役一である。サレルノで普通の騎士役まで記されているのはたった二人で、全部で三騎士役を負っているだけである。^{②③}このほかポリカストロやエボーリなど十数ヶ所では、騎士役の平均が一にすぎず、騎士役がちょうど一である者が六〇%を占めているのである。^{②④}

このように騎士役がこの第二区の沿岸地域において小さいこと

は、おそらくこの地域では他の地域に比して封建化が進んでおらず、対象となるべき封があまりなかったためではないかと考えられる。事実この地域では、他の地域に比して農民を保有することに対する賦課が目だつ。一方、少なくともサレルノでは、カタログスにみられる者以外の者が従軍している例が認められるのだから、ここに軍役に就く余裕がなかったとは考えられない。ただここでは、カタログスにも官吏の姿が認められるように、むしろ官吏として仕える方が一般的だったように思われる。サレルノ自体は、王国成立以前のブリーヤ公の支配の中心地であるが、地域的にみればナポリやアマルフィに近く、比較的封建体制化が遅れた地域だったのである。

さて、今度は規模の大きいものに目を移そう。

ノルマン朝時代、南イタリアでは王子たちがタラント侯やカプア侯、ブリーヤ公の称号を得ていたが、それぞれの侯領や公領は実質的な支配枠というよりも地理的な区分として扱われている。また、ブリーヤ公位は皇太子を示すために用いられたふしがあるし、結果としてその他の侯位、公位も王子が短命に終わったことから考えても形の上だけであったと考えられる。それでは規模の大きい者とは言え、伯が挙げられる。以下、伯に注目して検討していこう。

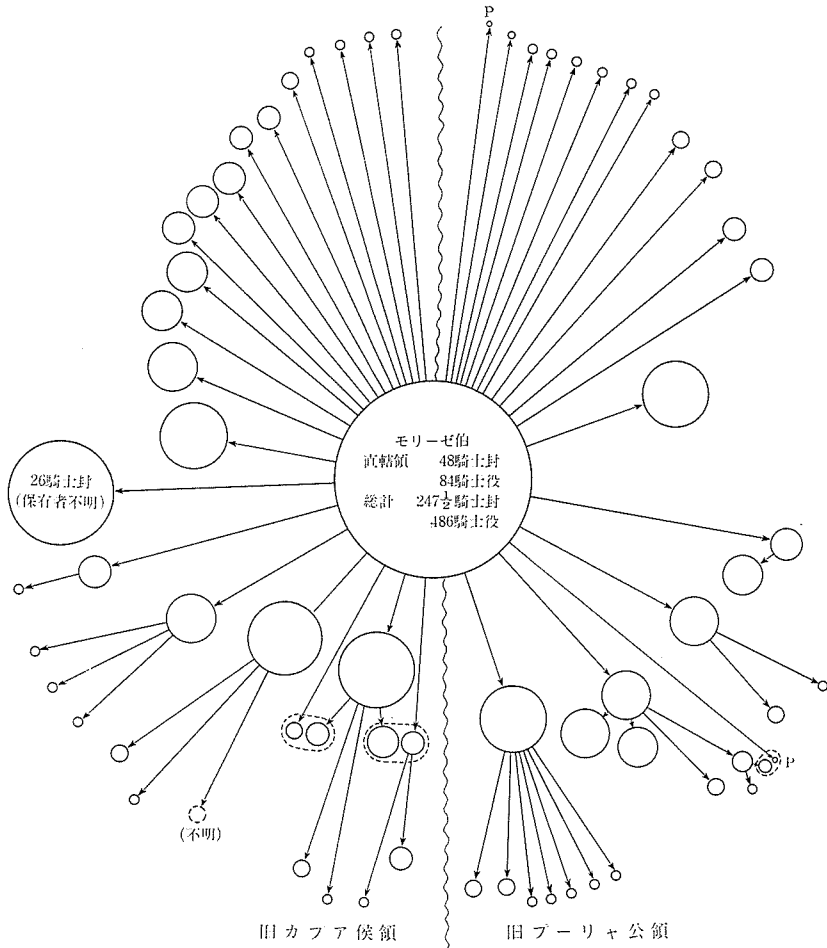
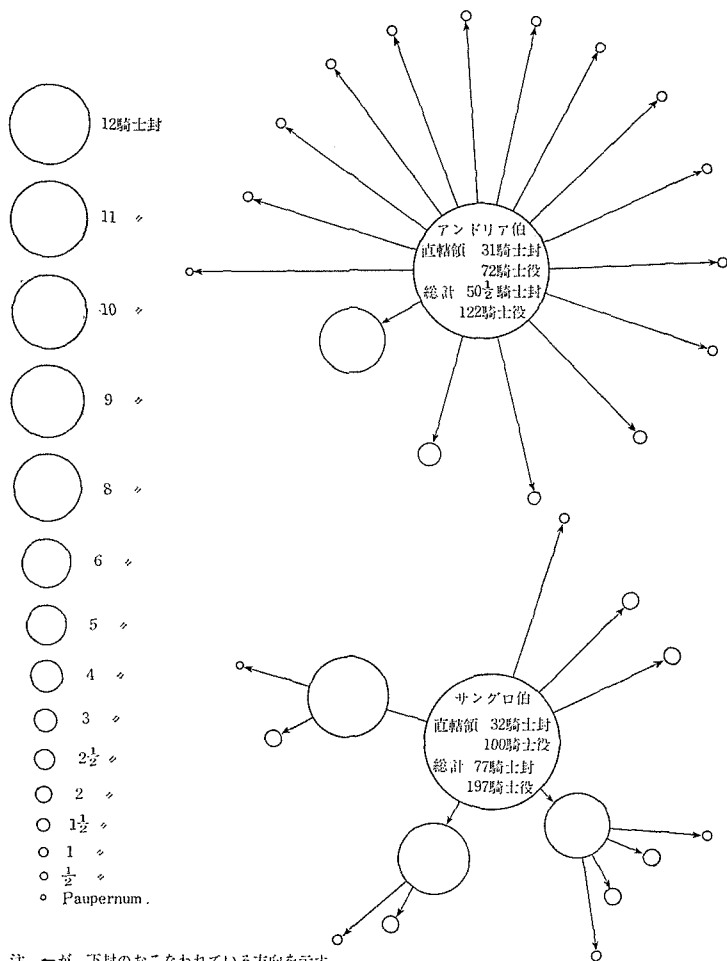


図 モリーゼ伯領、アンドリア伯領、サングロ伯領の構造

表4は、カタログスに記されている伯領ないし伯の保有地をまとめたものである。伯領とは原文の *comitatus* を指し、伯の保有地とは、伯 (*comes*) の名前が挙げられその後伯の保有地及び下封している土地が示されているものを指す。この二つを分けて挙げておいたのは、表の③⑤⑬のや⑩のように記述が疑わしいものがある一方、②のようにに伯でありながら他の伯に対して奉仕義務を持ち、その保有するところが全て伯領を形成しているわけではないという事情による。表を一見すればわかるよ



注 →が、下封のおこなわれている方向を示す。
2つ以上の○が、○でまとめられている場合には全体を1人で保有していることを示す。

うに、伯は大変大きい保有地を持っていた。直轄領の騎士封はいずれも二〇以上、騎士役は四〇以上で全体の中ではごく少数であった大規模保有者に属す。直轄分と下封分を合わせた合計をみると、その数がはつきりしている者に限ってもほとんど全ての伯の騎士封が四〇を越え、騎士役もまた一〇〇に達する、あるいはそれ以上である。

特に、モリーゼ伯やアブルツィイ伯などは、直轄分と下封分を合わせた総計の騎士役が四〇〇から五〇〇に達しようかという巨大な保有数を誇っている。モリーゼ、マノペッロ、アブル

表4 伯（伯領）の一覧表

伯(伯領)名 伯の名前	直轄分		下封分		合計	
	騎士封	騎士役 (騎士) (従者)	騎士封	騎士役 (騎士) (従者)	騎士封	騎士役 (騎士) (従者)
① グラヴィーナ伯領 Gilbertus	29	$\alpha+18$ $\alpha+18$	$\alpha+39$	82 32	$\alpha+68$	$\alpha+100$ $\alpha+50$
② アンドリア伯領 Berteraymus	31	72 200	$25\frac{1}{2}$	50	$50\frac{1}{2}$	$\frac{97}{\star 122}$
③ コンヴェルサーノ 伯領			$24\frac{1}{2}$	$\frac{50}{\star 57}$		
④ トリカリコ伯領 Rogerius	20		P+21	本人+43	P+42	
⑤ モンテスカリオ ソ伯領			$40\frac{1}{2}$	91 108		
⑥ レッチェ伯領 Tancredus	20	40	A+26	54		
⑦ カセルタ伯 Robbertus	$\star 37$	$\star 82$ $\star 200$	$16\frac{1}{2}$	33 100	$\star 53\frac{1}{2}$	115 $\star 300$
⑧ チヴィターテ伯 Philippus	$\star 52$	$\star 102$ $\star 221$	$78\frac{1}{2}$	$\star 158$ $\star 167$	$\star 130\frac{1}{2}$	260 $\star 388$
⑨ ブオンアルベルゴ 伯 Rogerius	$\star 33$	$\star B+71$ 50	$\alpha+38$	B+82 32	71	$\frac{2B+148}{\star 2B+153}$
⑩ ロリテッロ伯領						
⑪ レジーナ伯 Gosfridus	$\star 34$	$\star 75$ $\star 100$	$\star 9$	$\star 18$ $\star 10$	$\star 43$	$\star 93$ $\star 110$
⑫ アヴェリーノ伯 Rogerius de Aquila / Riccar- dus de Aquila	$\star 64$	$\star 130$ $\star 100$	$\star 24$	$\star 48$ $\star 30$	$\star 88$	$\star 178$ $\star 130$
⑬ ブリンチパーテ伯 領			$\star 72$	$\star 153$		
⑭ マルシーコ伯 Silvester	36	72 300	26	53 130	62	$\frac{125}{\star 430}$ $\frac{320}{\star 430}$
⑮ コンツァ伯 Janathas	52	104 100	11	22	63	126 108
⑯ バルバーノ伯 Philippus	10	24 50	5	10 26	15	34 76
⑰ カレーノ（カリノ ーラ）伯 Jonathas	23	50 50	26	50 46	49	100
⑱ モリーゼ伯 Hugo	$\star 48$	$\star 84$	$\star 199\frac{1}{2}$	$\star 402$	$247\frac{1}{2}$	486 605

⑮ アリフェ伯 Malgerius	31	70 150	8	17	39	☆87 250
フォンディ伯 Riccardus filius ⑯ Comitis Goffride de Aquila et ma- ter eius Adelcia	$34\frac{1}{2}$ ☆33 $\frac{1}{2}$ (6)	80 ☆79 170 (12)	$29\frac{1}{2}$ ☆30	60	76 (6)	139 200 (12)
⑰ マノベッロ伯 Boamundus	36	92 200	62	128 $\frac{232}{☆281}$	98	220 $\frac{482}{☆481}$
⑱ アブルツィ伯 Robertus	44	120 200	137 ☆123	$278\frac{1}{2}$ ☆244 $\frac{1}{2}$ ☆468	$181\frac{1}{2}$	$400-\frac{1}{2}$ ☆398 $\frac{1}{2}$ 716
⑲ サンクロ伯 Symon	32	100 250	45	97 226	77	197 476
ロレート伯 ⑳ Joczelinus/ Rambot	25	$\frac{62}{☆52}$ 120	$\frac{20}{☆19}$	$\frac{40}{☆38}$ $\frac{63}{☆59}$	45	$\frac{102}{☆92}$ 183
㉑ チェラーノ伯 Raynaldus	54	108	8	16	62	124 C+200
㉒ アルバ伯 Rogerius	40	80 100	28	$\frac{59}{☆48}$	68	139 200

注：伯の名前は、原文の表記に従っている。——は、伯の名前が示されていないところ。

空欄は、伯の保有の指摘もなく、計算も不可能であったところ。

☆は、筆者の試算による。

α…本来数字があるべきところ、欠落していて数値が不明である箇所が、含まれていることを示す。

P…原文中. pauperrium

A…原文中. non integrum

B…原文中. いずれも、2 balistas (弩)とされている。

C…原文中. そのバロンの従者とともに. とされている、

⑦⑧⑨⑪⑫は、いずれも2カ所以上の保有地を有する記述がある。

⑫ 第2区では Rogerius de Aquila、第5区では, Riccardus de Aquila とされている。後者は前者の父。

⑮⑰の Jonathas は同一人物。

⑮ Philippus de Balbano は, Comestabulis (コメスタブリス) の Gilbertus de Balbano の息子 Riccardus de Balbano の従兄にあたる。

㉒ ()で示している部分は、モリーゼ伯より下封された部分。

㉒ Rambot は, Joczelinus の父と考えられる。

原文中では、この置換完全には行われていない。

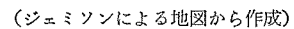
ツツイ、チヴィターテなどの保有教が特に多い伯は、いずれも北辺から北寄り中央部に位置しこのあたりに巨大な伯領が存在したことを示している。マノペッコ伯ボエモンドゥスが王国最北辺の第六区のコメスタブリスだったことを考えあわせると、このように大きな伯領が北辺に置かれたことは、いわば辺境伯として北の守りを固めさせようとした王権の意図の表れとみる事ができよう。また、この地方は、ランゴバルド時代にもベネヴェント公領あるいはスポレート公領の辺境地域に属し、ティレニア海側に比べると中央の手が及ばず比較的大きな伯領の成長に都合が良かったということも考えられるだろう。

これに対して、南部にある伯領は平均すると北に比べて規模が小さい。特に目だつ特徴は、北が比較的まとまりを示しているのに対して、南では保有地の分散がみられることである。例えば、ブオン・アルベルゴ伯の主たる保有地は旧ブリーヤ公領にあり、数字で知られる限り彼が負うべき騎士役の六〇%がここに拠っている。ところが、彼には一種の飛地として旧カプア侯領内のナポリ近郊にも保有地がある。この二つの保有地のあいだには、カリノーラ(カレーノ)伯とカセルタ伯の保有するところがあり、分断されている。また、アヴェエリーノ伯も、第三区に中心(アヴェエリーノ)があるが、第五区内のカプア北方にも飛地を保有しており、

彼の負担すべき騎士役の約四〇%はこの飛地からの騎士役である。さらに保有地の拡散の程度が高いのが、第一区である。地図2はこの地域の各伯の保有地を示したものである。グラヴィーナ伯領を例にとると、グラヴィーナ伯の保有地は、アドリア海に沿ったポリニャーノやオフアント川下流のカンネなどアドリア海寄りのところから、ティレニア海側のマルシーコ伯領と境を接するところまで点在している。このような状態は、このほかのコンヴェルサーノ伯領やアンドリア伯領なども似たりよったりであることが地図からも明らかであろう。わずかにモンテスカリオーン伯領のみがタラント湾に注ぎこむ川の河口を占めているといえるが、全体として北のようにある程度まとまった伯領をそれぞれ示すことはとてもできない。このように南に分散がみられることには、一つにはカンバーニャ地方がランゴバルド諸侯領の中心であり、もともと相当多くの伯領に分かれていたこと、また一つには特に南部に発達していたと思われる大都市勢力との確執があったことが要因として働いたと考えられる。

ところで、カタログスには伯以外にも大きな保有地を持つ者がいる。例えばジェンティリスとグアテリウス・デ・ポブレートは王国の最北辺に保有地を持つ王の直臣であるが、下封分をあわせるとその騎士役は一〇〇を越え、まさに伯号を持つ者と比べて

132 (872)



も遜色がない。このように規模が大きいいわゆるパロン層^⑧の保有者もやはり、北辺に多く、伯の場合にみられたのと同じような傾向を持っている。ちなみに、第六区では伯を除いてもなお、二〇人を越える者が二〇以上の騎士役を負っている。この数は伯の称号を持たずに直轄分・下封分をあわせて二〇騎士役以上負っている者の三分の一以上である。そして、第六区のこのような者の四分の三以上が陪臣をもっているのである。これに対して第一区では、伯を除くと直轄領の騎士役の最大は二〇で、第一区全体でもこのような者が四人いるだけである。

なお、この層においても保有地が各地区に分散している例がみられる。顕著な例を挙げると、グイレルムス・デ・ティヴィッラは、アドリア海側に三カ所、コンツァ伯の下に五カ所の保有地を持つ、この保有地の中には、伯や近くの領主から封として保有しているものもあれば、王から直接下封されているものもあるといった具合であり、必ずしも一元的体制が貫徹していたわけではないことを示している。

軍役の規模についての検討をまとめておこう。軍役は一般に規模が小さく、騎士役一二の者が最も多い。そして、騎士役が二以下の者が半数を占める。とりわけ、第二区沿岸地域では極小である。一方、中規模以上の保有者となると、北方への片寄りがみ

られる。特に伯層に注目すると、北には辺境伯ともいうべき巨大でまとまりをもった保有地をもった伯がいるのに対して、南の伯は規模が割に小さく保有地が拡散している。中規模以上の者の保有地が散在している場合には、各区分の境界は絶対的ではなく、各区分にまたがっている例もかなりある。

① CB 1040.

Acto Muciani tenet in Asculo de predicto Comite Roberto Mozanum quod sicut dixit est pheudum unius militis et cum augmento obtulit milites duos et servientes iiii.

② 高山氏は、カタローグスに封士、騎士、従者、隸農の数が記されていると指摘しておられる(高山、前掲論文、三二頁)。このうち、隸農というのはおそらく villanus を指すものと思われるが、これが示されているのは例外的に小規模なものに限られるといつてよかろう。

③ 本人の証言によるものが多く、半数近くになっている。

④ CB 3, 14-16, 21, 25, 28, 29, 35, 36, 54, 55, 72, 89, 90, 94, 100, 125, 132, 134, 138, 141, 143, 144, 146-8, 153, 154, 157, 158, 170, 173, 176, 214, 221, 224, 231, 232, 234, 235, 260, 263, 265, 340.

⑤ CB 910.

...verum dominus noster Rex preceptit Ebolo camerario ut inquirat ...

⑥ E. Mayer, *Italienische Verfassungsgeschichte von der Gotzenzeit bis zur Zunfterschaft*, 2 vols., Leipzig, 1909, vol. 1, pp. 424-27. バイヤーは次のように言う。ビザンツ時代の一年の収入は算定できる。一方、アンジュー時代の封は一年の収入によって決定される一定の価値を持つ。ところで、アンジュー時代の一年の収入はビザンツ時代の

約二倍である。カタローグスにおいて付帯奉仕を合わせると約二倍に
なっているが、これはノルマン時代に封土の価値が二倍になったから
である。つまり、ノルマン人はビザンツの体制を継承して、封土の価
値を明確にしたのである。

⑦ C. Cahen, *La régime féodal de l'Italie normande*, Paris, 1940,
pp. 68-70.

⑧ cf. *ibid.*, p. 66.

⑨ 参照表 CB 87, 124, 402(3), 409(4), 492, 823, 1098, 1204, 1217,
1218, 同表 CB 107, 137, 145, 386, 402, 491, 1104, 1221, 1222. 参
照表 CB 402, 490.

⑩ CB 490, Electus Muri pro auxilio magne expeditionis obtulit
milites tres. 参照表 CB 491, 823.

⑪ cf. (Jamison), "Additional Work", pp. 18-21.

⑫ Ripa Candida, CB 282-290.

... nil tenet set pro auxilio magne expeditionis obtulit se ip-
sum.

このような表現は CB 505, 691-92, 722 である。但し後二つの
場合は保有関係について触れていない。

⑬ CB 106, 123, 198-202, 206, 207, 210, 221-23, 226, 231-33, 235,
282-90, 397, 414, 415, 505, 691, 692, 858, 870, 884, 887, 926, 936,
937-45, 948-50, 952, 953, 975-77, 990.

⑭ CB 198-202, 206, 207, 221-23, 226, 231-33, 235.

... cum augmento obtulit se ipsam ad custodiam maritime.

⑮ 二分の一 CB 224, 225. 四分の一 CB 240. 騎士役が二倍の
力を発揮する。参照表 一八〇 以下。

⑯ cf. Cahen, *op. cit.*, pp. 71-72. なぜ、シムーンは王が求めたの
はあへまじいものである。 (Jamison), "Additional Work",

pp. 5-6.

⑰ CB 44-46, 115, 118, 134, 144, 147, 150, 267, 276, 297, 351, 373,
375, 388, 651, 657, 715, 801, 895, 905, 954, 1202.

⑱ CB 215, 428, 441, 536.

⑲ CB 25, 51, 185, 193, 234, 259, 372, 478.

⑳ CB 134, 229, 995.

㉑ CB 59 (domina), 71 (marchionissa), 95 (domina), 323 (domina),
600 (domina).

㉒ 息子の子孫を継ぐと認められるトキエンデの母を除く。騎士
持ちは最高で五子とある。

㉓ adonmentum について augmentum と混同している考えがある。

これはカタローグスの中に一カ所だけ augmentum がある。参照表
adonmentum と混同している。 (CB 822) である。参照表
adonmentum について推定が可能な要因が存在する。 (Capasso, *op. cit.*, pp. 347-8) である。この場合、毎年金納税をしない adoa-
mentum と augmentum とを混同している。参照表 augmentum
が金納税をしない adonmentum とは金納税の性格を失っている。異なる
ものとして置ける。 (Jamison), "Additional Work", pp. 36-39.)

確かな CB 822 は参照表で写し誤りがある。参照表の他の史料や
参照表について疑念を抱かれない。 augmentum と adonmentum
による参照表の誤り問題がある。 (cf. Cahen, *op. cit.*, pp. 75-76)
一方、他の史料で exfortium による金納税による賦課を参照表に
よく知らない。 (Les ades latins de S. Maria di Messina (1103
-1250), ed. L. R. Ménager, Palermo, 1963, no. 7, p. 92) augmentum
が金納税されたことを示す点がある。しかしながら、本文中
の事例などをみるならば、カタローグスに金納税の動きを全く認めな

いのにもやはり無理があると言わねるを得ない。筆者としては、*augmentum* と *adamentum* とを結びつけることなく、金納化への動きを考えた。

②4 本稿二三頁に挙げたタイレルムスである。

②5 *CB* 414, 415, 423.

②6 *CB* 498-513.

②7 *CB* 515-16.

②8 *CB* 518-96, 604-93.

②9 例えば、一四七—四八年のギリシア遠征に参加したサレルムスは、*ノットリウス*として指揮にあたる立場であった。cf. L. R. Ménager, *Amiratus'Anagnos* Paris, 1960, pp. 67-68.

③0 役名が記されていない者として *notarius*: *CB* 511, 549, 633, 637, index: *CB* 535, 589, 615, 688, 632, 637, *camerarius*: *CB* 635, 685. なお、都市の官吏となるものの層と騎士 (*miles*) 層の近似性も指摘されているが、この問題はなお検討を要しよう。(cf. Cahen *op. cit.*, p. 30, p. 53.)

③1 *CB* 1158-71.

③2 バロン (*barones, baronius*) の用語は、全ての封建層を指す場合と一部を示す場合とがある。カーンは、封建層を、伯爵、バロン層、騎士層に分けた上で、バロン層と騎士層のあいだには越えがたい障壁があるわけではなく、結果として陪臣を保有しているものがバロンであり、保有していないものが単なる騎士であるという考えを示している。(Cahen, *op. cit.*, p. 51) これに対して、シエモンは、バロンは共同体内で一定の階層を形成しており、ある種の権利を持っていた。但し、基本以上に特権を享受している者は大バロン (*barones majores*) と呼ばれ、そうでないものが小バロン (*barones minores*) と呼ばれたと考える。(Jamison) "Additional Work", p. 21) バロンが大小に分け

られているのは、*アッシーゼ*に *principes, comites, barones majores atque minores* と列挙されている (Brandileone, *op. cit.*, p. 383, III) ことによる。一方、シャランドンは、大バロンを王の直臣、小バロンを陪臣と考えている。(Chalandon, *op. cit.*, vol. 2, p. 568) カタログスの中でバロンという用語が使われている例を見ると、カーンのように騎士とバロンとを分けることには問題があり、「家臣」を示す言葉として用いられているように思われるが、筆者には今この問題に深く立ち入る余裕はないので、多少曖昧ではあるが一応伯を除いてかなりの保有地を保有している者という意味あいを用いている。

③⑤ *CB* 9, 33, 253, 700.

V ノルマン朝シチリア王国の封建制

前章までカタログスの成立、目的、範囲、内容等について検討してきたが、本章では以上の検討と関連づけて、ノルマン朝シチリア王国の封建制をめぐる問題について考えてみよう。

さて、ノルマン朝シチリア王国における封建制の研究は、大別すると二つの観点から問題設定がなされている。一点は、ノルマン朝シチリア王国における封建制の起源をめぐる問題である。つまり、ノルマン人がもたらしたのか、それともノルマン征服以前から存在したのか、あるいは上の二説の折衷として封建的要素が混在する中でノルマン人が封建制を発展させたのか、という論議である。①そして、もう一点は、ノルマン人の国家の中で封建層が

果たした役割に関する問題である。この問題に関しては、一方では、封建勢力は王国の構造的な面では目立たず、国の進む方向決定において本質的な役割を果たしたわけではないという考えがあるが、他方では王の選出といった面や法的側面において、封建層は本質的な役割を果たしていたという考えが存在する。^②

この二点のうち、第一点を検討するためにはランゴバルド時代からの長期にわたる考察が必要であろうから、第一点の検討は他の機会に譲ることにして、本稿では第二の問題点つまりノルマン朝シチリア王国内で封建層が果たした役割について考えてみたい。ただし、この場合も王を選出する権能論とカタローグスの検討は基本的に性格が異なるもので、ここでは主として伯がおかれていた状況を取り挙げて考えてみることにしよう。

ノルマンの征服の時代、つまり王国が成立する前の時代の伯と呼ばれる者の中には、シチリア伯のように非常に大きい者もいれば、さほど大きくない者もあり、その数もかなり多かった。そして、ランゴバルド侯時代からの伯もいたし、旧ビザンツ領や旧イスラム領にみられたように、新しくノルマン人によって創設されたところもあった。このうち、伯（伯領）は、カラブリア地方に六つほどあり、シチリアには八つと主張する研究者もいるが確実なのは二つだけで、プーリヤ公領とカプア侯領に圧倒的に多い。^③

ところで、カタローグスにみられるのは、このプーリヤ公領とカプア侯領に属していた地域であるが、カタローグスの伯の数は征服の時代に比べるとはるかに少ない。確かにカタローグスには、当時存在していたはずのアチェッラ伯など抜け落ちている部分があることは否定できないが、それにしても数が減少している。これは、伯の統・廃合が進む一方で、伯位を獲得するのに制限が加えられ、「伯」が征服の時代よりも明確な特権的地位を形成するに到ったことを示していると言えよう。このことはさらに、カタローグスの中に伯と肩を並べるような規模を持ちながら伯にはなっていない者がいたり、伯領は示されているのに伯がいなかったりがあったりしていることによって裏付けされよう。おそらくシチリアなどでは、このような制限はますます厳しかったためであろう。伯領はほとんど見当たらない。^④

伯の減少とともに注目されるのが、伯の担い手の変化である。イタリアのノルマンの歴史には、封建諸侯を中心とした反乱が数多くみられる。アルタヴィッラ（オートヴィル）家のルッジェーロ二世が、プーリヤ公領、カプア侯領、シチリア伯領を統一してシチリア王の位に就いた後に限ってみても、ルッジェーロ二世やその次のグリエルモ一世の即位後の反乱、宰相マイオ・デ・バリの暗殺に絡む反乱、大法官エティエンヌ・デュ・ペルシュの追放

につながる反乱と挙げられる。何度も繰り返される反乱の結果として、アルタヴィッラ家に連なるような勢力のある伯は姿を消すことになった^⑥。カタログスには伯領が示されながら伯がいらないロリテッロやコンヴェルサーノ、モンテスカリオーンはその例である。

しかし、王は一般に伯を消滅させようとしたわけではなく、新たに別の者を伯にすることもしばしばだった。カタログスにみられる中でも、例えば、マノベッロ伯ボエムンドウスはもともとカラブリア出身であるが、王によって北辺に配された^⑦。グリエルモ一世妃の従兄ギルベルトウスはグラヴィーナ伯に、その子にはアンドリア伯となっている^⑧。一方、有力な家系の中には二以上の伯位を持つものもあり、サングロ伯などはランゴバルド系の伯ながらノルマン朝末期までずっと命脈を保ち続けている^⑩。

このように、伯の数が減少していること、伯の中で王位を狙うような力を持つ者が排除され、王権の意によって置かれた伯がいること、伯の家系が一部に絞られてきていることといった特徴がノルマン朝シチリア王国時代にはみられる。これは、王国成立以前には「神の恩寵」によって「伯」であるとな乗っていた自立的な伯^⑪から王権の下に置かれる伯への変化を示しているといえよう。王は、忠実な者には相当の権限を与えつつ、強力な伯の権限を奪

って行き、伯に一種の官吏のような側面を持たせた^⑫。カタログスの中でも、自ら王の官職たるコマスタブリスになっていたり、その下に置かれていたりしたこともその表れである。王はまた封建諸侯層が横に連帯するのをチェックするために、諸侯間の婚姻についてあらかじめ王の承諾を得なくてはならないという命令を出し、実際、伯層間の婚姻に反対の意を示したりもしているのである^⑬。

但し、一種の官吏といっても、結局王権のもとに伯層を温存することになったために、王権がぐらつきをみせた時には、まっさきに自立的な動きを示した。これは、もともと自立していた伯たちが王権による圧迫に不満を抱いていたことに加えて、一般に伯たちがバレルモの宮廷の中枢にあまり参加できなかったことによるものと思われる。

ノルマン朝シチリア王国の封建制は、カタログスにみられるように、北部にとりわけ大きな伯が存在しよく発達している。すなわち、王国成立以前から封建制が展開をみせていた地域において、発達した封建的な体制があったのである。しかし、征服の時代に比べると、伯はかなり淘汰され、王権による制約をうけている存在である。中央での発言力も一般に強いとは言えず、地方勢力以上のものではない。また、シチリアでは大きい封建領はほと

んど見当たらぬ。このような状況を考える時、安易に「封建國家」であるを位置づけたり、あるいは逆に全く取るに足らぬとして切り捨てることもたりする。このは、必ずしも避けねばならぬと断言するなべし。

- ① cf. M. Caravale, *Il regno normanno di Sicilia*, Roma, 1966, pp. 285-87; idem, "La feudalità nella Sicilia normanna", in: *Atti del Congresso internazionale di studi sulla Sicilia normanna* (Palermo, 4-8 dicembre 1972), Palermo, pp. 21-22.
- ② idem, *Il regno normanno di Sicilia*, pp. 63-64.
- ③ Chalandon, *op. cit.*, vol. 2, pp. 566-68; Cahen, *op. cit.*, pp. 55-61.
- ④ cf. E. Mazzaresse Fardella, "Problemi preliminari allo studio del ruolo delle contee nel regno di Sicilia", in: *Società, potere e popolo nell'età di Ruggero II* (Atti delle terze giornate normanno-sveve, Bari, 23-27 maggio 1977), Bari, 1979, p. 50.
- ⑤ シチリー王國及びシチリーの封建制の発展についての特長と疑問を分ちなづくるな。諸書についてはおおむね論議しているが、この点はなかなか決まらず。cf. Cahen, *op. cit.*, pp. 59-60; G. Fasoli, "La feudalità siciliana nell'età di Federico II, *Rivista di Storia del diritto italiano*, 24 (1951), pp. 49-53; I. Peri, "Signoria feudali della Sicilia normanna, *Archivio storico italiano*, 110 (1952), pp. 109; Caravale, "La feudalità nella Sicilia normanna", pp. 24-50; E. Mazzaresse Fardella, *I feudi comitali di Sicilia dai normanni agli aragonesi*, Milano, 1974, pp. 5-18.
- ⑥ V. D'Alessandro, "Corona e nobiltà nell'età dei due Gugliel-

mi", in: *Potere, società e popolo nell'età dei due Guglielmi* (Atti delle quarte giornate normanno-sveve, Bari, 8-10 ottobre 1979), Bari, 1981, pp. 63-77.

- ⑦ Chalandon, *op. cit.*, vol. 2, p. 94; Cahen, *op. cit.*, p. 59.
- ⑧ Hugo Falcandus *op. cit.*, pp. 98-101, p. 108, pp. 161-62.

但この親子は、王國內の反感を買って、カタローヌスの地を後にあなへ驅逐く赶へようとした。

- ⑨ 例へば、カタルーヌ伯ジュゼリカトリ伯 (Hugo Falcandus, *op. cit.*, p. 130, p. 140) トキントヤ伯アルマハーン伯 (cf. Chalandon, *op. cit.*, vol. 2, p. 62, n. 2)

- ⑩ Cahen, *op. cit.*, p. 59; V. von Falkenhausen, "I ceti dirigenti prenormanni al tempo della costituzione degli stati normanni nell'Italia meridionale e in Sicilia", in: *Forme di potere e strutture sociali in Italia nel Medioevo*, a cura di G. Rossetti, Bologna, 1977, pp. 334-35.

- ⑪ Mazzaresse Fardella, "Problemi preliminari", pp. 45-46.
- ⑫ cf. Caravale, *Il regno normanno di Sicilia*, pp. 288-324.
- ⑬ Hugo Falcandus, *op. cit.*, p. 64, p. 131. cf. Chalandon, *op. cit.*, vol. 2, p. 285; Caravale, *Il regno normanno di Sicilia*, pp. 314-15.

むすびにかえて

最後に、カタローヌスにみられるイタリヤのノルマンの封建制を、ノルマンの封建制の中に位置づけてみる。このことは、この考察を終えることにたいして。

一般に、ノルマンディ公領の封建制の発展を述べる際には、ノ

ルマン人のイングラント征服以前のノルマンディにおける史料の僅少性を補うものとして、イタリアのノルマンの支配下の例を引き合いに出して論じられる。つまり、イタリアのノルマンの封建制と、イングラントのノルマンの封建制には類似した性格がみられる。従つて、これは各地域の征服以前の状況に依るものではない、ノルマン人がもたらした封建制である。そこで、ノルマン人の故国ノルマンディにおいても当然その体制がみられるだろうというわけである。

この考察をする際に、比較される史料として、本稿で取り上げたカタログス、一六六年のイングランドにおける騎士役(georvium debilem)の記録であるカルタエ・パローム Cartae Barroun^①そして、一七二二年のノルマンディにおける騎士役の記録が挙げられる。

さて、ノルマンの封建制は計量的で最も発達した封建制度であるといわれるが、この考えはハスキンスに負うところが大きい。ハスキンスは、前述の三つの史料を検討して、一一世紀のノルマンディにおいて既に五または一〇の騎士役賦課という体制がありノルマンディの封建制は、ヨーロッパにおける封建社会の中で最も完全に展開した地域の一つであるとした。これに対して、その後ノルマンディ公領の史料に立脚して封建制の発達には疑問が投

数の騎士のグループという組織を持ち込んだとは思われないのである。

また、私見の限りでは、カルタエ・パロヌムでは、王はかなりの大きい封建諸侯に対して騎士役を課しており、それぞれの封建諸侯領が大きなまとまりを持っていたことが知られているが、再下封がどのようになされているかは示されていない。ところが、カタローグスでは、王から下封されている者の中にも大規模が小さい者がいる一方、一般に封建諸侯からさらに再下封が行われている規模、陪臣、所在まで明らかにされている。このような相違は、イングランドに比べイタリアでは、下部まで目を行き届かせることを可能にする体制と王権の意図がみられながら、全般的な封建的組織化があまり進んでいなかったことのあらわれであると言えるだろう。つまり、大きな封建諸侯が中小のものを束ねて再下封をおこなっていくことによって成立する封建的階梯は、一部にみられるものの王国全体にまでは広がっていない。王の直臣は極小の者まで含めて、かなり多く存在している。このような状態を、王を中心とする中央政府がカタローグスというかたちで把握していたのである。

しかし、カタローグスに五の倍数の騎士のユニットという特徴がみられず、イングランドほど封建的組織が発展していないとし

ても、やはり騎士封を単位として騎士や従者の奉仕量が決められる計量的性格は認められる。しかも、カタローグスは一一五〇年代に作成され始め、フランスなどに先んじたイングランドよりも早いのである。これは私見の限りでは最も早い例であり、トマス・ブラウヌのようにシチリア王国からイングランドへ移った官吏もいることを考え合わせれば、封の記録作成という意味において南北に承譜を考えることは否定されるべきではあるまい。

以上のように、いわゆるノルマンの封建制には差が認められるが、ほかよりもいち早く騎士封の計量的利用によって記録作成がなされたという点で共通点がみられる。しかも、このような記録作成が可能だったことから考えてみると、ほかの諸国に比べると中央集権的性格を持った封建制であるといえることが確認できよう。

本稿ではカタローグスの特徴を幾つか挙げてその位置づけを試みたが、もとより限られた面の考察にすぎず、今後、より一層広い視野で把握することが必要である。また、カタローグスの検討によって得られた展望を、他の史料のより細かい検討によって確かなものとするのが望まれよう。

① J. H. Round, "The Introduction of Knight Service into England", *English Historical Review*, 6/7 (1891/92) pp. 417-443, pp.

- 625-45; in: *Feudal England*, London, 1895, 二冊録。
- ③ C. H. Haskins, "Knight-Service in Normandy in the Eleventh Century", *English Historical Review*, 22 (1907) pp. 636-49; in: *Norman Institutions*, Cambridge, Mass., 1918, 二冊録。
- ④ *ibid.* p. 5, pp. 23-24.
- ⑤ J. Yver, "Les premières institutions du Duché de Normandie", in: *I Normanni e la loro espansione in Europa nell'alto medioevo*, XVI, 18-24 aprile, 1968, Spoleto, 1969, pp. 336, n. 87. 増
 浩「ノルマンディー公領の統治構造史(一〇三五年頃)——近來の研究
 成果を辿って」『法制史研究』二九 一九七九年 三三—三六頁。
- ⑥ ex. D. C. Douglas, *William the Conqueror*, London, 1964, pp.

101-102, pp. 281-83.

- ⑧ Haskins, "England and Sicily", p. 661. ハスキンスは、聖原諸
 候領を、分割されたりするものが少ないために、もとのかたちを残し
 てゐることを考へた。
- ① *ibid.*, pp. 438-43.

(京都大学大学院生)

〔付記〕

本稿の内容の一部を、日本西洋史学会第三三回大会(一九八三)
 において発表する機会を得た。